

意見聴取結果及び規程への反映状況

1 意見聴取の方法等

申請者は、2025年12月16日付けで「算出方法規程に関する意見聴取について」と題する書面を著作権等管理事業者全28団体並びに著作権者及び著作隣接権者の利益を代表すると認められる18団体に対し、郵送による意見聴取を行い、2026年1月9日を期限として回答書の提出を求めた。

期限経過後も回答書の提出がない団体については、電話、電子メール、面談による提出の要請を行った。また、五つの団体から本件の趣旨に関する説明を求められたため、オンライン又は面談により説明を行った。

回答書は、郵送、ファックス、電子メール、手渡しの方法により、1月26日をもって全ての著作権等管理事業者及び団体から提出された。

2 意見聴取の結果

意見聴取の結果、著作権等管理事業者にあつては7団体、著作権者及び著作隣接権者の利益を代表すると認められる団体にあつては3団体から意見が提出された。その余の団体については、意見なし又は算出方法規程に対して賛同するものであった。提出された意見の要旨とこれに対する申請者の見解・対応は、次のとおりである。

No.	意見（要旨）	申請者の見解・対応
1	著作権等管理事業者の使用料規程が適用できない場合の使用料相当額の算出に当たっては、類似する分野の著作権等管理事業者の使用料規程を参照するなど、権利者と利用者の双方の利益に配慮して柔軟に対応すべきである。	第14条第2項及び第15条の解釈・適用により対応していく。
2	著作権等管理事業者の使用料規程を参照しつつ、権利者団体等の意見・見解を十分に聴取した上で算出することが望ましい。	第14条第1項の趣旨に沿う見解であり、同条に基づき適切に対応していく。
3	著作権等管理事業者への知見を踏まえた算出方法について、意見聴取に係る事	未管理著作物裁定制度の運用において、著作権等管理事業者等への照会等によって生じ

	<p>務手数料等の対価が支払われるべきである。</p>	<p>る照会先の負担を見極めた上で検討することとする。</p>
4	<p>第14条第2項第1号の「著作者等が構成員となっている著作者団体等」を「著作権者等が構成員となっている著作権者団体等」に改めることとしてはどうか。</p>	<p>使用料相当額の算出に関する知見のある団体等に照会するという点において同趣旨であると考えられる。なお、第14条第2項第1号の規定振りは現行の「著作権者不明等の場合の裁定制度」における運用を参考にしたものである。</p>
5	<p>利用実態に配慮した柔軟かつ合理的な算出方法が確保され、使用料相当額が一律又は過度に高額とならないように配慮し、必要に応じて算出方法の見直し等を行うことが望ましい。</p>	<p>第14条及び第15条の解釈・適用により対応することが可能である。</p>
6	<p>規程には賛成するところ、将来的には、電子書籍のサブスク等にも対応できる規程を検討していただきたい。</p>	<p>仮にそのような申請が行われ、既存の使用料規程で読み込むことが難しい場合ならば、第14条第2項の規定により管理事業者や権利者団体の協力を得つつ対応し、必要に応じて算出方法規程に反映していくこととする。</p>
7	<p>算出方法規程の運用に当たっては、①著作権等管理事業者などの知見を十分に参照すべきこと、②使用料規程等による算出に疑義がある場合は柔軟に対応すべきこと、③算出の過程、考慮要素等を記録し可視化すべきこと。</p>	<p>算出方法規程の運用に関する意見として、運用上配慮していく。</p>
8	<p>写真の著作物について、過去の一定期間、法第67条第1項の裁定における「補償金額の算定の基礎となるべき事項」として実験的に安価な金額算出を行ったことがあるため、第14条第1項第2号に定める「裁定を受けた実績がある場合における当該実績に基づく算出方法」を適用することは適当ではない。</p>	<p>第14条第1項第2号は、法第67条の3第1項の裁定を受けた実績がある場合に、当該実績に基づく算出方法を適用するという規定であるから、法第67条第1項の裁定実績は、第14条第1項第2号に定める実績には該当しない。</p>

9	適用する規定の優先順位を決めることとしてはどうか。複数の規定が適用される場合、どのような基準で採用するのか。	現行の「著作権者不明等の場合の裁定制度」における補償金の算定の基礎となる事項の運用を踏まえ、第14条第1項各号の適用については優先順位を設けず、著作物等の種類、利用方法などの個々の事例に即して適切な方法を選択することとし、また、第1項各号のいずれかによる算出が困難又は適当でない場合は、第2項各号のいずれかにより算出することとしている。第14条の適用に当たっては、個々の事例に即して権利者と申請者の双方にとって最もふさわしい規定の適用となるように運用していくこととする。
---	--	---

3 規程への反映

前記2のとおり、提出された意見は、今後の検討課題とすべきものも含まれているものの、その大半は、算出方法規程の解釈・適用・運用を適切柔軟に行うことによって対応可能であると考えられるので、今回の認可申請に当たっては、提出された意見については規程に反映しないこととした。

なお、算出方法規程以外の規定に関する意見として、①第12条における管理事業者等の協力が任意のものであることを明らかにして欲しい、②書面の発出から回答までの期間が短すぎ、回答は困難である、③新裁定制度についてはおおむね賛成するところ、未管理公表著作物ではないにもかかわらず、裁定申請が行われること（制度の悪用）を危惧する、④意見聴取・照会に当たっては、業務上の負担を最小限とする運用上のルールを定める必要があるというものがあった。